

四日市市上下水道局告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、次のとおり水道料金及び下水道使用料の指定代理納付者を指定したので、四日市市水道事業会計規程（平成5年四日市市水道局管理規程第4号）第8条の2の規定及び四日市市下水道事業会計規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第4号）第6条の2の規定に基づき、告示する。

平成29年 2月 9日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

(1) 指定代理納付者の指定を受けた者

名称 ヤフー株式会社

所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー

(2) 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

水道料金及び下水道使用料

(3) 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 指定代理納付者が納付の対象とするもの

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

1 V I S A

2 M a s t e r C a r d

3 J C B

4 A M E R I C A N E X P R E S S

5 D i n e r s C l u b

(上下水道局管理部お客様センター)